

砂 防

人々の暮らしや自然景観に配慮し、土砂災害から住民の生命財産を守る事業を行います

砂防三法

【砂防指定地】	1箇所(163箇所)
【地すべり防止区域】	18箇所(34箇所)
【急傾斜地崩壊防止区域】	32箇所(84箇所)
※() 県全体	

砂防三法とは、砂防法(明治30年)、地すべり等防止法(昭和33年)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年)を総称して使っている言葉です。

砂防三法に基づき指定される区域は、土砂災害を起こす要因区域であり、切土、盛土などの行為が法律に基づき制限されています。これら指定区域で開発などを行う場合は、県知事の許可が必要となります。

地すべり対策事業

管内の地すべり地域の多くは沖縄本島東側斜面に集中しており、「地すべり防止区域」(18箇所)のうち、令和7年度は北中城村熱田、中城村当間、うるま市豊原等で事業を実施しています。

豊原地すべり対策事業



整備箇所：うるま市豊原地区
整備内容：抑止杭工等
総事業費：約11億円
事業開始年度：平成25年度

熱田地すべり対策事業



整備箇所：北中城村熱田地区
整備内容：法枠工、アンカー工等
総事業費：約22億円
事業開始年度：平成29年度

当間地すべり対策事業



整備箇所：中城村当間地区
整備内容：法枠工、アンカー工等
総事業費：約15億円
事業開始年度：平成26年度

中頭東部地区地すべり

中頭東部地区は、北中城村、中城村、西原町に至る延長約8km、面積約900haの広範囲に及ぶ地すべり危険箇所が連続する地域です。

中頭東部地区では、平成18年6月に発生した安里地すべりに代表されるように近年も大規模な地すべりを含む多数の地すべりが発生しております。

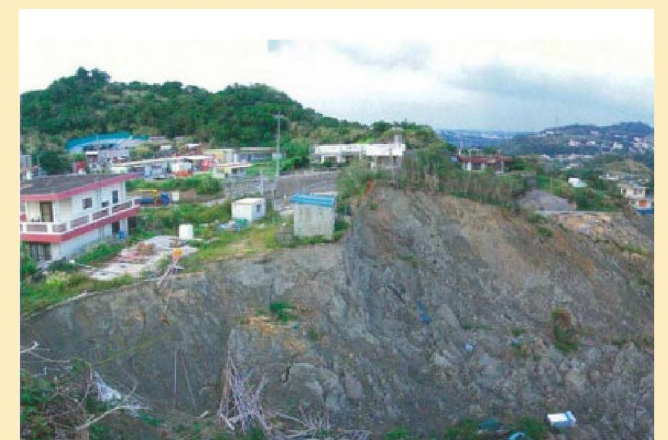
地すべり末端部には、多数の住宅等が密集しているとともに、物流や観光の生命線である国道329号が縦断しており、国道沿いには、村役場等の重要な公共施設も位置していることから早期の対策が望まれています。



※(赤囲み箇所)地すべり防止区域指定優先箇所



中城村安里地すべり
(平成18年6月の梅雨時期に発生)



中城村安里地すべり

中頭東部地区は、「クチャ」と呼ばれる泥岩を主体とした島尻層群の地層が広く分布しており、大雨により水分を多く含むと、どろどろになりやすく地すべりなどの土砂災害の危険性が高くなるため対策工事を行っています。

砂防事業

砂防指定地の宇地泊川は、都市部に位置するものの豊かな自然が残っている河川であることから、景観に配慮した水と緑の砂防モデル事業を実施しました。



宜野湾市宇地泊川(流路工整備後)

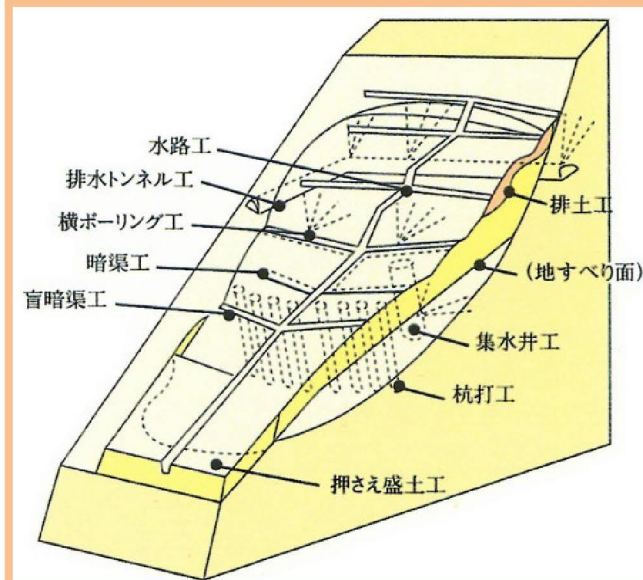
地すべり防止区域と急傾斜地崩壊危険区域

地すべり防止区域

指定面積が5ha(市街化区域は2 ha)以上で主には次のいずれかに該当するものです。

- たくさんの崩土が溪流や河川に流れ出し、河川の下流に被害をおよぼすおそれのあるもの
- 都道府県道以上の道路又は迂回路のない市町村道その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

地すべり対策工法図



急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域は管内で32箇所が指定されており、中城村添石、浦添市港川(2)等で対策を進めています。



整備箇所：中城村添石地区
整備内容：法枠工、アンカー工等
総事業費：約4億円
事業開始年度：令和元年度

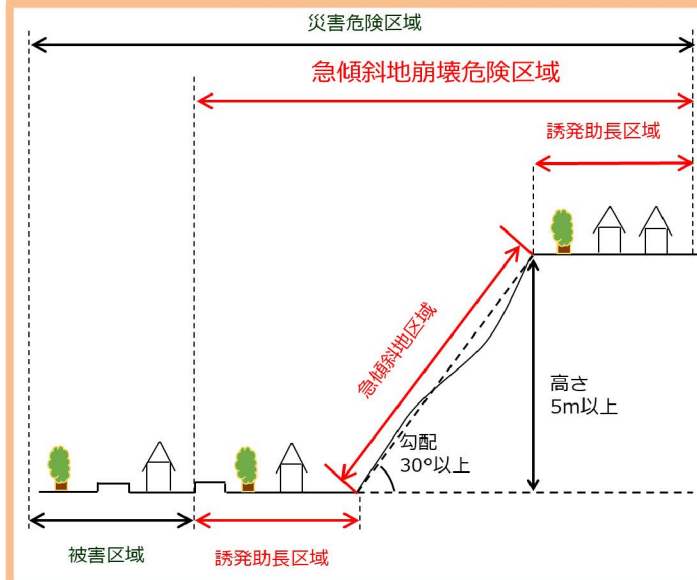
急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の高さが5メートル以上のもので、急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域。

豪雨や地下水などが原因で不安定な土の塊がすべり落ち、斜面の上や下にある家屋などに被害を及ぼすことがあります。そのおこな対策工法としては、

1. 擁壁工
 2. 法枠工
 3. 鋼管杭工
 4. 排水工
- 等があります。

急傾斜地概略図



土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通大臣】

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別計画区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施【都道府県】

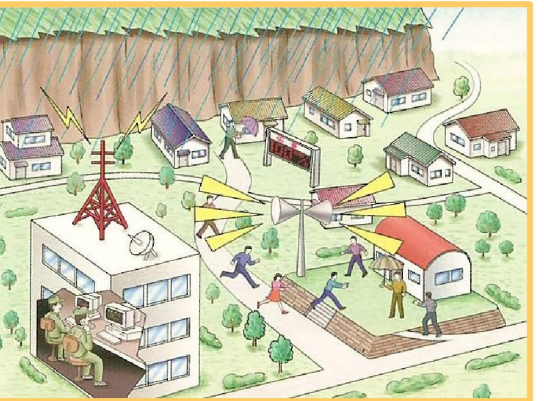
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

土砂災害警戒区域の指定【都道府県知事】

- 情報伝達、警戒避難体制の整備【市町村長】
- 警戒避難に関する事項の住民への周知【市町村長】

土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県知事】

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保



土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

- ・市町村 地域防災計画(災害対策基本法)

建築物の構造規制

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定(建築基準法)

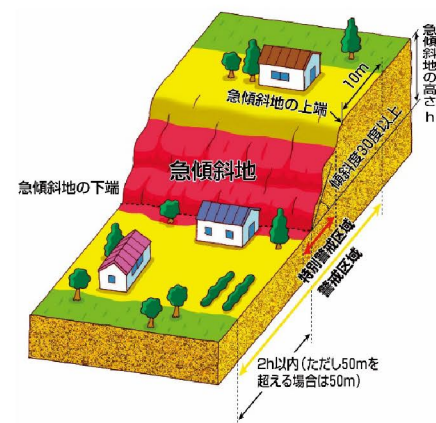
移転支援

- ・住宅金融支援機構

対象となる土砂災害

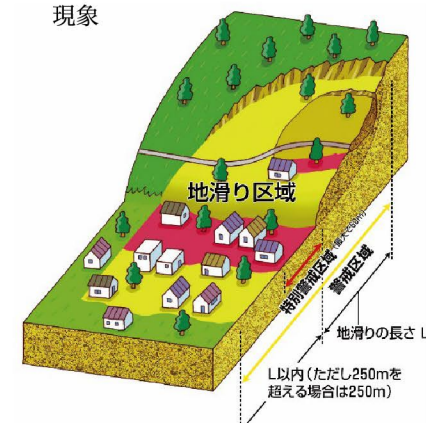
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



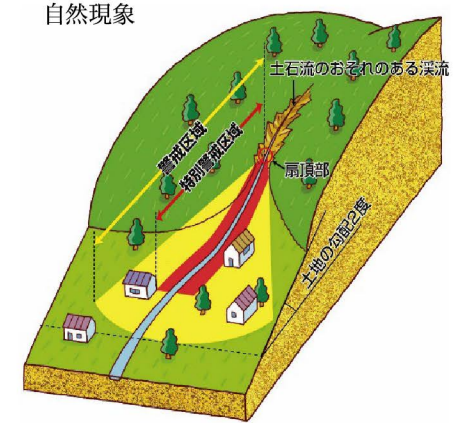
地滑り

※土地の一部が地下水等起因して滑る自然現象 又はこれに伴って移動する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



維持・管理

各公共施設を良好な状態にするため、維持・管理を行います

施設整備と維持業務

管内の県道、2級河川、海岸の公共施設を良好な状態に維持管理するために、次のような事業を行っております。

- 1 公共交通安全事業
- 2 道路防災保全事業
- 3 道路メンテナンス事業
- 4 河川維持等整備事業

- 歩道の整備
- 防護柵の整備
- 交差点の改良
- 道路区画線の整備
- 道路標識の整備
- 視線誘導標等の整備
- 道路照明施設の整備
- 道路線形及び車道幅員の改良

1 公共交通安全事業

●歩道の整備



●道路標識の整備

距離標の設置により道路上での所在地が確認できます。



●道路照明更新



中部土木事務所管内に設置されている道路照明の点検や更新を行っております。

2 道路防災保全事業

●災害防除



災害を未然に防止するため、沖縄環状線、宜野湾西原線において法面保護等の対策工事を行っております。

●橋梁補修



橋梁、ボックスカルバートの補修や耐震対策を県道146号線、県道153号線、伊計平良川線等で行っております。